

回 答 書

令和 8年 6月 8日

回答書の回答記載事項については、LIFE DESIGN MEETING 企画・運営委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」といいます。）の7 質疑書の受付と回答（2）質疑書への回答のとおり、要領の追加又は修正とみなします。

| NO. | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 1 | 仕様書 「2目的」について | 原則は市内のゲストを予定していますが、市外の視点も共有することで、イベントの質を高めるために、一部、市外の方をゲストにお迎えしてもよいでしょうか？ | 市内のゲストについて、仕様書で定められた条件を満たした上で、市外のゲストを追加招聘することは可能です。 |
| 2 | 仕様書 「4内容」について | 事業全体としては、ゲストの属性（性別、年代、起業家・会社員など）のバランスを十分に担保いたしますが、例えば「若手会社員」「女性」といった回ごとにテーマに特化したゲスト構成でも問題ないでしょうか？ | テーマに特化したゲスト構成とすることも可能ですが、イベント全体を通じてゲストの属性及び人数が仕様書の条件に適合するよう調整してください。 |
| 3 | 仕様書 「4内容」について | 交流会の際に飲み物やお菓子を用意する場合、営利目的ではなく、実費相当分を参加費として参加者の皆様から一律で回収する形をとっても問題ないでしょうか？ また、イベント終了後に希望者のみで、飲食店等で懇親会を行う場合、営利目的ではなく、実費相当分を参加者から回収する形をとっても問題ないでしょうか？ | イベント内においては、参加者から参加費を徴収することがないよう措置してください。ご質問の飲み物やお菓子の費用については、経費として支出してください。ただし、アルコールや食事に相当する飲食物は提供しないでください。 イベント終了後に希望者で懇親会を行う場合は、実費を参加者から徴収しても問題ありません。 |